

熊本県地域がん登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県地域がん登録事業の実施について規定するものであり、熊本県内の悪性新生物（以下「がん」という。）の患者を登録し、がんに関する情報を収集、分析するとともに、関係機関に結果を提供することにより、がん対策の効果的な推進に寄与することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業は、県が熊本大学医学部、熊本県医師会、全医療機関及び検診機関（以下「医療機関等」という。）の協力を得て実施する。

2 この事業の登録業務は、熊本県健康福祉部健康づくり推進課内に中央登録室（以下「登録室」という。）を置き、そこにおいて処理する。

(登録対象者)

第3条 登録の対象者は、県内の医療機関でがんと診断された患者及び保健所に報告された人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）第5条第3項に規定する死亡小票において、がんの記載のある者とする。

(登録の方法)

第4条 がん患者の登録は、次のとおり実施する。

1 届出票

(1) 登録室は、必要に応じて熊本県新生物届出（取消）票（別記第1号様式）（以下「届出票」という。）の用紙及び専用封筒（料金受取人払い）を医療機関等に送付する。

(2) 県内の医療機関等は、次の各項に掲げる場合には、届出票に所要事項を記載のうえ、登録室に送付するものとする。

ア がん患者が入院している場合で、次のいずれかに該当したとき。

(ア) がん患者が退院したとき。

(イ) 入院の期間が6カ月を越えたとき。

イ 外来患者の場合は、がんと診断（疑診を含む。）したとき。

ウ がんと診断し届出を行っている場合で、次のいずれかに該当したとき。

(ア) がんではないと診断を変更したとき。

(イ) がんの原発部位を変更したとき。

エ がん患者が死亡したとき。

(3) 医療機関等は、届出（取消）連絡事項等、患者の個人情報に関わる書類を発送するときは、前第1項の専用封筒を使用するものとする。

2 採録

県は、原則として医療機関等からの届出により登録を行うものとするが、必要に応じて、医療機関等の協力を得て採録することができる。

3 がん死亡票

保健所は、厚生労働省から使用の承認を受けた死亡小票から熊本県がん登録死亡票（別記第2号様式）（以下「がん死亡票」という。）を作成し、月1回登録室に送付するものとする。

登録室は、登録データとの照合を行い、死亡情報の追加及び補完登録を行う。

(集計、解析)

第5条 県は、毎年登録した結果を集計、分析し、報告書を取りまとめるものとする。

2 前項で取りまとめた報告書は、県内の医師会、医療機関、検診機関、市町村等へ送付する。

(評価及び検討)

第6条 県は集計した結果に基づき、熊本県高齢者保健推進協議会等の機関で検討し、がん登録の実施方法、精度管理、がん対策の評価等を行う。

(結果の公表)

第7条 県は、集計した結果をまとめて、必要に応じて公表する。

(情報の提供)

第8条 この事業で得た情報の提供については、別に定める「熊本県地域がん登録事業に係る情報提供に関する規程」に従って行う。

(秘密の保持)

第9条 この事業に従事した者は、業務に関して知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、がん登録事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県地域がん登録事業に係る情報の提供に関する規程

1 目的

熊本県地域がん登録事業に係る情報の提供に関する基本事項を定めることにより、個人、医療機関及び検診機関（以下「医療機関等」という。）の秘密を保持することを目的とする。

2 登録情報の利用について

(1) 利用の制限

登録情報は、がん登録事業の目的以外のために利用してはならない。

(2) 予後情報利用の手続き

熊本県健康福祉部健康づくり推進課長は、届出医療機関に対して、その医療機関からの届出患者についての予後にに関する情報（生死別、死亡年月日及び死因をいう。以下「予後情報」という。）を提供することができる。

ア 届出医療機関等が自機関からの届出患者の予後情報の提供を受けようとする場合は、当該医療機関等の機関長名で予後情報利用申請書（別記第1号様式）を健康づくり推進課長へ提出しなければならない。

イ 健康づくり推進課長は、アの規程に基づく申請があった場合は、予後情報利用申請受付簿（別記第2号様式）に所定の事項を記入しなければならない。

ウ 健康づくり推進課長は、手渡し又は書留便により情報を提供するものとする。

エ 情報を受け取った医療機関等は、受領後の情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにするとともに、入手した情報の保管について十分に配意することを誓約した受領書（別記第3号様式）を提供しなければならない。

3 研究等のための登録情報の手続き

(1) 年報等により公表を行ったもの以外の登録情報を疫学等に利用しようとする者は、登録情報利用承認申請書（別記第4号様式）を健康づくり推進課長に提出するものとする。

(2) 健康づくり推進課長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る登録情報の利用が、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、利用を承認することができる。
ただし、登録患者個人が識別される情報は、承認しないものとする。

ア 登録情報の利用が、保健医療の向上又は研究のためのものであること。

イ 登録情報の利用が、がん対策の推進に寄与するものであること。

ウ 利用する登録情報が、利用目的を達成する上で最小限の範囲内のものであること。

エ 申請者において、登録情報から知り得た情報の管理が適切に行われること。

(3) 健康づくり推進課長は、承認に当たり、登録情報の利用方法及び利用する範囲等について、条件を付することができる。

(4) 健康づくり推進課長は、(2)の規定による承認又は不承認をしたときには、遅滞なくその旨を別記第5様式又は別記第6様式により、申請者に通知するものとする。

(5) 申請者は、登録情報の提供を受けるに当たり、誓約書（別記第7号様式）を健康づくり推進課長に提出しなければならない。

(6) 健康づくり推進課長は、登録情報を手渡し又は書留便により提供するものとし、提供にあたり登録情報提供記録簿（別記第8号様式）に必要事項を記入するものとする。

(7) 申請者は、登録情報をを利用して行った研究の成果の公表にあたっては、その内容について事前に健康づくり推進課長と協議するとともに、公表する全文（図表を含む。）の写しを健康づくり推進課長に提示しなければならない。

4 個人情報の開示

登録患者個人の識別されうる情報は、いかなる者の請求であってもこれを開示しない。

また、登録患者本人から自己に関する情報開示の請求があった場合は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の規定に基づき処理する。

5 地域がん登録事業を実施している地方公共団体との情報交換

- (1) 地域がん登録事業を実施している地方公共団体に住所を有するがん患者を登録した場合は、原票の複写を送付するものとする。この場合においては、当該地方公共団体に対し、受領後の情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにした受領書（別記第9号様式）の提出を依頼するものとする。
- (2) 健康づくり推進課長は、他の地域がん登録事業を実施している地方公共団体から熊本県在住のがん患者に関する情報の提供を受けたときには、届出票に転記後、直ちに原票を返却又は焼却するものとする。

6 その他

この規程に定めるものの他、熊本県地域がん登録事業に係る情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成7年4月25日から適用する。

附則

この規定は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

(医療機関用)

秘密 鹿児島県悪性新生物届出票

受付番号	
受付年月日	

・この届出票は、鹿児島県内におけるがん患者の実態を把握するため、がん患者を登録し、その解析をもとに、がん対策の推進に寄与するための、基礎資料とするものです。

・この届出票は統計作成以外の目的には使用しません。

・主治医の許可なく患者に接触しません。

※該当事項に○をしてください。

届出医療機関

医療機関名

所在地

診療科名

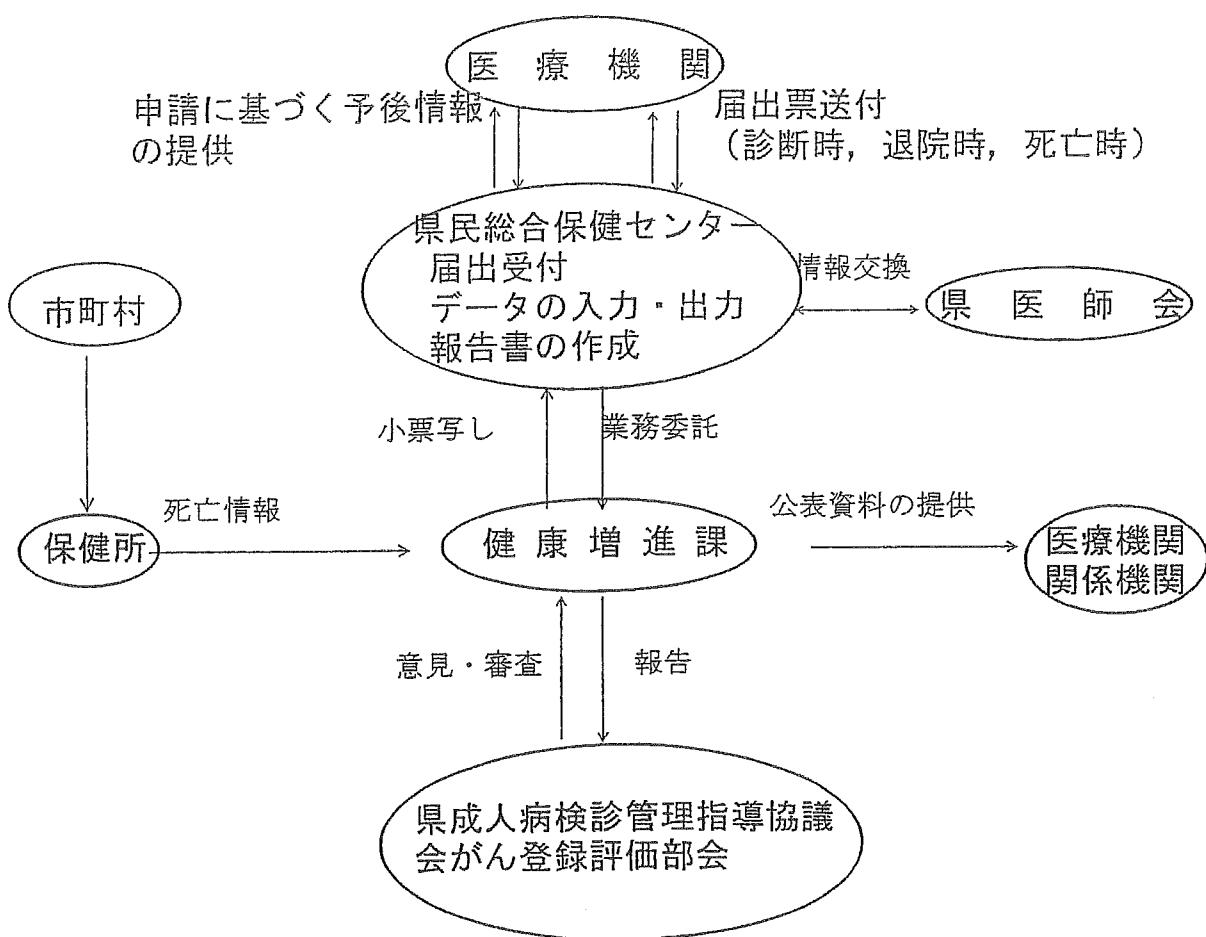
記入医師名

フリガナ		性別	生年月日	
患者氏名		男・女	明治・昭和 年月日 大正・平成	
住所	鹿児島県	市・町・村	番号 番地	
受診動機	1 自覚症状 4 人間ドック	2 医師の紹介 5 その他	3 集団検診(がん検診) 6 不明	
貴院診断	平成 年月日 1 初発 2 再発 3 不明	疑・確診	1 疑診 2 確診	
診断名 (原発部位)	(日本語で記入してください) (ICD-10コード)		重複がんで 1 ない 2 ある	
病理診断	1 あり(診断名) 2 なし 3 不明			
病巣の拡がり	1 いわゆる早期がん(上皮内がんを含む) 2 進行がん			
治療内容	1 手術 4 化学療法			2 内視鏡的治療 5 その他() 3 放射線療法
死亡年月日	平成 年月日			
死亡原因	1 原病死(がんによる死亡)			2 他因死
特記事項				

本用紙不足のため送付の必要あり () 枚

鹿児島県保健福祉部
鹿児島県民総合保健センター

【事業の流れ】



鹿児島県地域がん登録評価事業実施要領

1 事業の目的

近年がん（悪性新生物をいう。以下同じ）による死亡の増加は社会的にも家庭的にも重大な問題となっていることから、県内におけるすべてのがん患者の実態を把握するため、がん患者の登録を実施して、その罹患数及び罹患率、受療状況、生存率の集計、解析等を行い、もって本県におけるがん対策の推進に資するとともに、本県がん医療の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業は鹿児島県が主体となり、医師会、医療機関及び鹿児島県民総合保健センター（以下「県民総合保健センター」という。）の協力を得て実施する。

3 登録の対象者

鹿児島県内の医療機関でがんと診断された患者及びがんによる死者とする。

4 登録の方法

がん登録の方法は、次のとおりとする。

- (1) がんに関する情報の収集を効果的に実施・運営するため医療機関からの届出の受付及び登録等業務について、県民総合保健センターに委託して実施する。
- (2) 県内の各医療機関は、がんと診断したとき又はがん患者が死亡したときは、「悪性新生物患者届出票」（以下「届出票」という。）に所要事項を記載の上、専用の封筒に入れ県民総合保健センターへ届け出るものとする。
- (3) 各保健所（保健所を設置する市を含む。）は、人口動態調査死亡小票に基づき、がんで死亡した者の情報を鹿児島県悪性新生物死亡小票転写一覧表（以下「死亡小票写し」という。）に転写し、死亡月の翌々月の10日までに県へ提出するものとする。なお、管外移送分については、この限りではない。
- (4) 県民総合保健センターは、提出された届出票及び死亡小票写しに基づき登録を行い、そのデータを保管するとともに、情報の集計及び疫学的解析に必要な資料の作成を行い、定期的に県へ報告する。
- (5) 補充調査は、県民総合保健センターが行うものとする。

5 用紙等の配布

届出票の用紙及び封筒は、県から県民総合保健センターを通じて各医療機関へ配布する。

6 解析及び評価

この事業の集計による解析及び評価は、関係機関の協力を得て県成人病検診管理指導協議会がん登録評価部会において行う。

7 情報の還元

県は、集計・解析した結果を医療機関及び関係機関に報告する。

8 秘密の保持

この業務に従事する関係者（過去に従事した者も含む。以下「従事者」という。）は、業務上知り得た情報について秘密を厳守するものとする。

9 情報の保護

事業の実施に当たっての情報の安全かつ適切な管理、従事者の義務等の情報保護に関する

る事務並びに予後情報及び研究目的による情報の提供に関する事務の取扱については、
「鹿児島県地域がん登録評価事業に係る情報保護に関する事務取扱要領」によるものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成4年12月21日から施行する。

附則

この要領は、平成7年8月28日から施行する。

附則

この要領は、平成14年 8月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

鹿児島県地域がん登録評価事業に係る情報保護に関する事務取扱要領

1 目的

鹿児島県地域がん登録評価事業実施要領に基づき実施する地域がん登録評価事業（以下「がん登録事業」という。）における情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、がん患者等の個人及び情報を提供する医療機関等（以下「届出医療機関」という。）の秘密の保護を図ることを目的とする。

2 従事者の義務

がん登録事業に従事する職員若しくは職員であった者又は県の委託を受けて行う鹿児島県民総合保健センター（以下「県民総合保健センター」という。）のがん登録事業に従事する職員若しくは職員であった者（以下「従事者」という。）は、がん登録事業に関して知り得た個人及び届出医療機関の情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 情報の収集

- (1) 収集する情報は、がん登録事業を実施するために必要な範囲に限定するものとする。
- (2) 情報の転記・複写作業において誤記した用紙類は、焼却又は裁断により廃棄する。
- (3) 医療機関からの届出の情報に不備がある場合等には、必要に応じて確認、補充調査を行う。但し、調査等を行うに当たっては、情報の取扱に十分留意して行わなければならぬ。
- (4) がん登録事業の従事者は、情報の収集や情報の確認のために患者本人あるいはその家族と接触してはならない。

4 情報の登録

- (1) 情報の登録は、専用コンピュータで行い、オンラインによる外部との結合はしない。
- (2) 専用コンピュータの入力等の操作については、担当者専用のパスワードを設定するなど情報の漏えい防止に十分留意するものとする。
- (3) 個人の同定については、鹿児島県悪性新生物届出票（以下「届出票」という。）の氏名、住所、生年月日、性別、診断名等の情報の範囲内で判別する。

5 情報の管理

- (1) 届出票の管理
 - ① 情報入力等の処理後の届出票は、施錠した専用ロッカーに保管する。
 - ② 届出票が不要となった場合は、速やかに焼却又は裁断により廃棄しなければならない。
- (2) 出力帳票の管理
 - ① 出力帳票のうち保管を要するものは、施錠した専用ロッカーに保管する。
 - ② 不要となった帳票は、速やかに焼却又は裁断により廃棄しなければならない。
- (3) 記録媒体の管理
 - ① 作業中の事故又は故障に備えて、登録情報を別の記録媒体に複写保管し、これを施錠した専用ロッカーに保管する。
 - ② 不要となった記録媒体は、復元できないように完全に消去又は破壊を行った上で廃棄しなければならない。また、記録媒体の廃棄に当たっては、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
- (4) その他
がん登録事業の登録事務及び情報管理を行う県民総合保健センターは、情報処理システムが良好に稼働するよう努めるとともに、情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

6 利用及び提供の制限

(1) 情報の利用の制限

収集した情報は、がん登録事業の目的以外に使用してはならない。

(2) 情報の還元

県は、鹿児島県成人病検診管理指導協議会がん登録評価部会（以下「がん登録部会」という。）の審議を踏まえ、集計・解析した結果を公表し、医療機関等に報告する。

(3) 届出医療機関への予後情報の提供

県民総合保健センターは、届出医療機関に対して、その医療機関から届出のあった患者についての予後に関する情報（がんによる死亡、他因死、該当なしの別並びにがんによる死亡または他因死の場合はその死亡年月日をいう。以下「予後情報」という。）を提供することができる。

① 届出医療機関は、予後情報の提供を受けようとする場合は、県民総合保健センターに予後情報資料利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

② ①の規定に基づく申請があった場合、県民総合保健センターは、当該医療機関から過去に届出があり、資料利用に関する誓約がなされていることを確認して、予後情報資料利用承認書（様式第2号）により予後情報の提供を行う。

また、予後情報資料提供記録簿（様式第3号）に必要事項を記入するものとする。

なお、予後情報の提供は、直接手渡し又は簡易書留郵便による方法によるものとする。

③ 予後情報の提供を受けた医療機関は、予後情報資料受領書（様式第4号）を県民総合保健センターに提出するものとする。当該資料の取扱及び保管について十分に配慮しなければならない。

また、当該資料の利用が終了したときは、当該資料を焼却、裁断等により消去し、予後情報資料処理報告書（様式第5号）により県民総合保健センターに報告するものとする。

④ 県民総合保健センターは、予後情報の提供を行った場合は、知事に報告を行う。

また、がん登録部会は、必要に応じて、予後情報の手続き等を検査できるものとする。

(4) 研究目的による情報の提供

大学等から研究目的により、公表資料以外の情報の提供の依頼があった場合は、がん登録部会において、利用目的、利用の必要性及び内容等について審議し、処理するものとする。

7 他の都道府県に住所を有するがん患者の情報の取扱い等

(1) 県民総合保健センターは、届出医療機関から鹿児島県外に住所を有するがん患者の情報提供を受け、当該患者の住所地である都道府県からその情報の提供の依頼があった場合は、依頼理由ががん登録事業のための利用であり、情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにした受領書の提出がなされることを確認した上で、届出票の写しを送付することができる。

(2) 県民総合保健センターは、がん登録事業を実施している他の都道府県に対して、本県に住所を有するがん患者に関する情報の提供を依頼することができる。情報の提供を受けたときは、届出票に転記後、速やかに提供された原票を返却又は焼却・裁断により処分するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、がん登録事業に係る情報の取扱いに関して必要な事項は、県ががん登録部会に諮り定める。

附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

◎ 悪性新生物登録票

沖縄県

診断
追跡
合せ
票

カルテ番号	
担当医師氏名	

届出機関名・所在地

・名称

ふりがな

(1) 患者氏名:

(2) 性別: 1. 男 2. 女

(3) 生年月日: 1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 年 月 日

(4) 現住所:

(5) 診断名:

1. 原発 2. 続発(原発巣)
1. 確診 2. 疑診

腫瘍占拠部位

) 3. 不明

(6) 進行度:

1. 早期(上皮内を含む) 2. 臓器限局 3. 所属リンパ節転移 4. 隣接臓器浸潤 5. 遠隔転移 6. 不明

(7) 悪性新生物の既往:

1. 有(治療機関)) 2. 無 3. 不明

(8) 初診年月日: 昭・平 年 月 日 (9) 症状初発年月日: 昭・平 年 月 曜

(10) 診断年月日: 昭・平 年 月 日 (11) 入院の有無: 1. 有 2. 無

(12) 診断方法: 該当するものには○、中心となるものには◎を付けて下さい。

1. X線 2. 内視鏡 3. 組織診(組織診断)) 4. 細胞診 5. R.I.
6. 超音波 7. 剖検 8. 臨床経過のみによる診断 9. CT/MRI 10. その他()

(13) 治療方法: ○印と◎印を(12)同様に付けて下さい。治療の具体的な内容がわかられば記入して下さい。

- a. 治療手段
1. 手術(昭・平 年 月 日) 1. 治癒切除 2. 非治癒切除 3. その他の手術)
2. 放射線療法 3. 化学療法 4. ホルモン療法 5. 免疫療法
6. 対症療法のみ 7. その他
b. 具体的内容()

(14) 現在の状態:

1. 生存中(最終生存確認年月日: 昭・平 年 月 日)
2. 死亡(死亡年月日: 昭・平 年 月 日)死因 1. がん死 2. がん以外による死
3. 不明 死因名()

(15) 患者が貴院受診前に他機関に訪れている場合は、その医療機関名を記載ください。 (16) 患者を他機関に紹介された場合は、その診療機関名を記載下さい。

(17) 受診動機:

1. 有訴受診 2. 集団検診 3. 個人健康診断(ドックを含む) 4. 他医療機関より紹介 5. その他

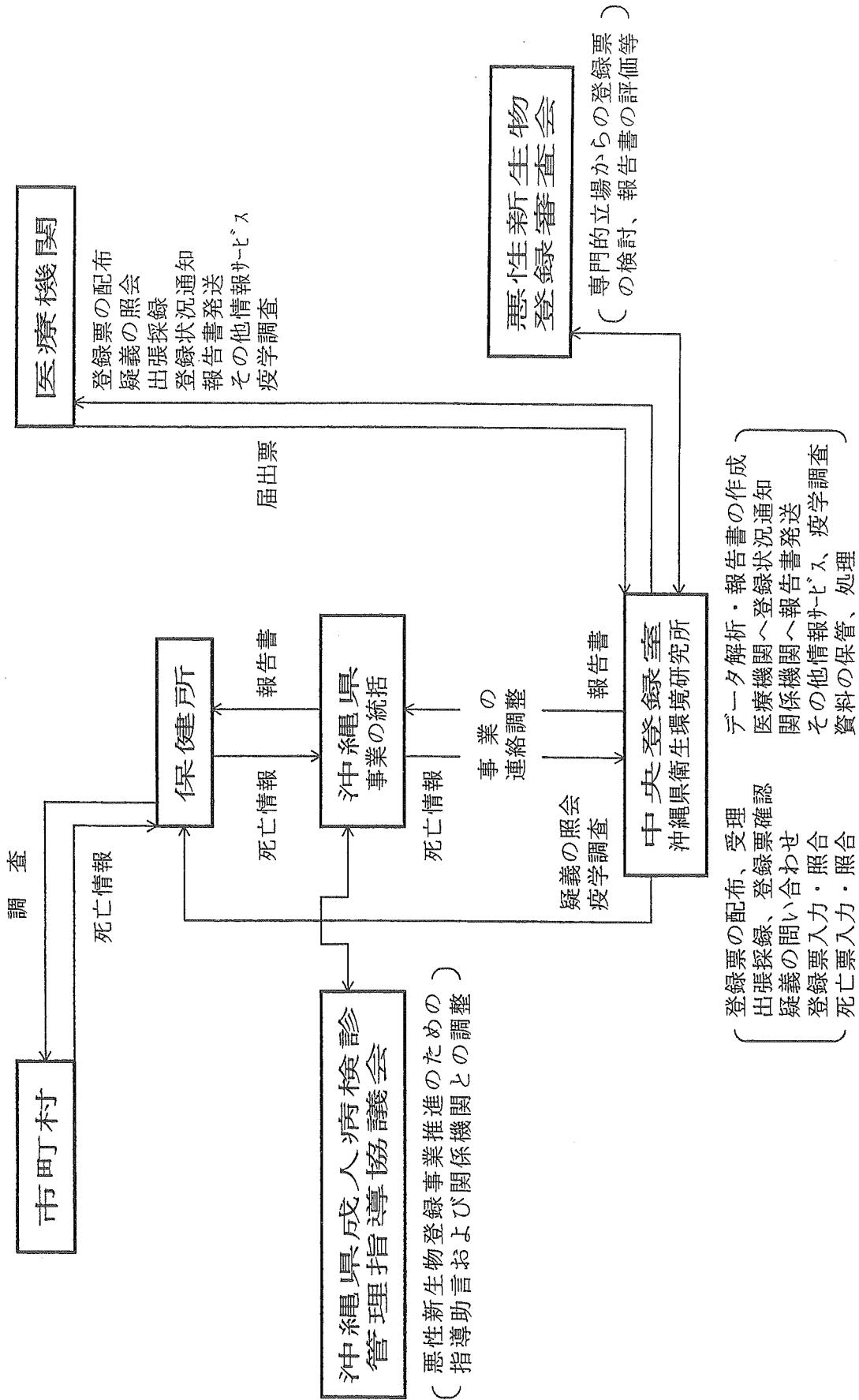
この欄は記入しないでください。

※受付年月日: _____

※受付番号: _____

※登録番号: _____

沖縄県悪性新生物登録事業システム



1. 沖縄県悪性新生物登録事業要綱

(1) 目的

近年悪性新生物による死亡は増加の一途をたどり、死因順位の高位を占める現状にかんがみ、本県におけるその実態を明らかにする意義はきわめて大きい。本事業は沖縄県下における悪性新生物の罹患の実態を把握し、悪性新生物対策の資料に資することを目的とする。

(2) 概要

本事業は沖縄県がその実施主体となり、沖縄県に居住する者を対象とし、医療機関で悪性新生物と診断された者及び保健所に報告された死亡者を対象とする。

県内の医療機関における医師は対象疾病患者を診断したとき、あるいは悪性新生物により患者が死亡したとき、予め各医療機関へ配布しておいた届出票にその都度必要事項を記入し、中央登録室へ送付する。

中央登録室は収集した届出票を電子計算機にて処理し患者ごとに登録し保管する。本登録事業に係わる資料の集計解析の結果を年報等により公表し、さらに、必要に応じ各々医療機関に係わる情報を解析し、還元、提供することができる。

また、沖縄県は、これらの資料をもとに悪性新生物の予防対策や医療計画の策定等の基礎的資料に資する。

(3) 組織

登録事業は、医療機関の全面的な協力を得て、老人保健法に基づく沖縄県成人病検診管理指導協議会の指導助言のもとに、沖縄県が実施するものである。

本事業を推進するための事務局を沖縄県福祉保健部健康増進課に置く。

実施機関として中央登録室を置き、届出票の回収、解析、保管及び情報の提供並びに諸疫学調査を行う。

また、登録票記載事項等の照会、検討、その他登録業務の運営に関し協議するため悪性新生物登録審査会を置く。その委員は臨床、病理、疫学の各部門の専門家で構成する。

さらに各地域の保健所は各々所轄の医療機関への届出票の配布作業やその疑義事項の問い合わせ、必要に応じて各種疫学調査を協同で行う。

なお、本事業の組織図は、別添資料に記載する。

(4) 情報の管理

本事業を推進するにあたり、収集された個人情報は、他に漏洩のないよう厳重に管理、保管するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 62年 4月 27日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63年 9月 1日から実施する。

2. 沖縄県悪性新生物登録事業実施要領

(1) 登録の対象

沖縄県悪性新生物登録の対象は、沖縄県居住者で下記の疾患と診断された者、または、死亡した者である。

- 1) 悪性新生物 (ICD-10の C00—C96)
- 2) 上皮内癌 (ICD-10の D00—D09)
- 3) 性状不詳の新生物 (ICD-10の D37—D48)

この中には、良性と明記されていない脳腫瘍、内分泌腫瘍を含む。

(2) 届出による登録

各医療機関の医師は上記悪性新生物と診断された患者について、別紙様式による悪性新生物登録票（以下届出票と略す）に所要事項を記入し、中央登録室へ送付する。

届出の時期は初発、再発とも①入院患者は退院時、②外来患者は治療方針が確定（診断確定）した時または治療終了時、③患者死亡時各時期の診断内容をその都度届出る。

既に他の医師からの届出の有無にかかわらず、患者であると診断したときも届出る。届出済みの患者があらたに別の悪性新生物に罹患したと診断したときも届出る。

重複悪性新生物患者の場合は、原発部位ごとに別の届出票に記入し届出る。

既に届出済みの患者がその後に非悪性新生物と判明した場合、その旨を「届出取消し」として届出る。

届出の内容は別紙様式による。

(3) 死亡票による登録

総務省の認可を受け、県下各保健所の人口動態調査死亡票から次の事項について調査する。

調査項目は、氏名、性別、生年月日、住所、職業、死亡年月日、死亡場所、死因、その他等で、既登録患者ファイルと照合を行い、また、未登録者については補充登録を行う。

(4) 届出の方法

各医療機関において当該疾病患者を担当した医師は、届出票に所要事項を記載し、患者にかかる秘密の保持に留意し、別添の専用の封筒に入れ、中央登録室宛に郵送する。

(5) 関係医療機関の協力

本登録事業は関係医療機関及びその関係医師等の全面的な協力を得て行うものとする。

(6) 中央登録室

中央登録室は沖縄県衛生環境研究所に置き、各医療機関より収集された届出票はそこで照合、集計を行う。また、集計、解析の結果を、年度終了後年報として公表する。さらに、必要に応じ医療機関に対し、各自に係わる情報を還元するものとする。

(7) 悪性新生物登録審査会

本会は中央登録室をバックアップするため届出票の記載内容の検討、分類法の指導あるいは、報告書の作成にあたり意見を述べる等本事業の完遂に協力する。

(8) 秘密の保持

本事業に従事した医師及び関係者は、患者についての業務上知り得た秘密については、これを厳守するものとする。

附 則

この要領は、昭和 62年 4月 27日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 63年 9月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 8年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 11年 3月 30日から実施する。

附 則

この要領は、平成 15年 12月 22日から実施する。

3. 沖縄県悪性新生物登録資料の利用に関する規程

1 目的

沖縄県悪性新生物登録（以下「がん登録」という。）事業に関する秘密保持を遵守するため、がん登録資料の利用にあたって必要な事項を定める。

2 登録資料の利用

- (1) 沖縄県がん登録事業報告書等により公表されている資料以外の資料を、保健、医療及び学術研究のために利用する場合には、その目的・資料の内容・資料の利用方法等を記載した申請書（様式1）及び、この資料により知り得た個人情報・医療施設に関する情報を他に漏らさない旨の誓約書を沖縄県衛生環境研究所長を経て沖縄県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 福祉保健部長はがん登録資料の利用について、差し支えないと判断したときは、申請者にがん登録資料利用許可書（様式2）及び資料を交付する。
- (3) 申請者は、がん登録資料を受領したときは、ただちに資料受領書を沖縄県衛生環境研究所長に提出しなければならない。（様式3）
- (4) 申請者は、入手したがん登録資料の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。
- (5) 沖縄県衛生環境研究所長はがん登録資料の利用状況について、その年度の事業年報に掲載するものとする。

3 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が沖縄県成人病検診管理指導協議会設置要綱第6条に定める成人病登録・評価等部会長と協議のうえ定める。

附 則

この規程は、平成8年4月15日から適用する。

附 則

この規定は、平成10年4月1日から適用する。

(別添)

沖縄県悪性新生物登録資料の取り扱いについて

沖縄県悪性新生物登録（以下「がん登録」という。）資料は、「個々の患者並びに医療施設に関する秘密を守る」ことを前提にして、沖縄県が県内各医療施設から提出していただいた医療情報です。

したがって、「沖縄県がん登録事業報告書」等により公表された資料以外の資料を使用するにあたっては次の事項を守って下さい。

1 秘密の保護

- (1) がん登録資料から得た個人情報は、第三者に漏らさない。また、知り得た患者に対し直接接觸してはならない。
- (2) がん登録資料から知り得た医療施設に対し、直接接觸してはならない。

2 利用資料の保管及び利用後の取り扱いについて

- (1) がん登録に関する公表された資料を利用するときは、沖縄県衛生環境研究所長（以下「研究所長」という。）を経て沖縄県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）に利用申請書を提出し、許可を得なければならない。
- (2) 入手した資料は、利用申請目的以外には使用してはならない。
- (3) 申請者は、入手した資料の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。

3 研究結果の報告

- (1) 研究結果の公表にあたっては、その内容の写しを研究所長を経て、福祉保健部長に提出しなければならない。
- (2) 論文中に「沖縄県悪性新生物登録資料を利用した」ことを記載しなければならない。
- (3) 印刷論文の別冊を研究所長を経て福祉保健部長に提出するものとする。

4 申請内容の変更

申請の内容に変更が生じたときは、改めて申請する。

このことについての問い合わせ先は

沖縄県衛生環境研究所 企画情報室
〒901-1202 沖縄県大里村大里2085番地
(電話 098-945-0782)

2. 指定統計調査調査票の目的外使用の申請書記載状況一覧

